

【 審査基準該当事例（土木関係工事：施工箇所が点在する工事）：直接工事費の記載間違い 】

※施工箇所が点在する工事の内訳において、以下の表を【別表】にて作成するようにしている。

	積算1（〇〇工区）	積算2（△△工区）	積算3（□□工区）	
直接工事費	600,000	500,000	300,000	①
共通仮設費	150,000	80,000	50,000	②
現場管理費	300,000	180,000	120,000	③
工事原価	1,050,000	760,000	500,000	
一般管理費	170,000			④
工事価格	2,480,000			⑤
消費税相当額	248,000			
本工事費	2,728,000			

【取扱要領第7の(3)に該当】

- ①の積算3(□□工区)の直接工事費を330,000と記載すべきところを、300,000と記載したことにより、
 ①+②+③+④=2,450,000円となり、⑤=2,480,000円と不一致となるため、『無効』。